

HPV（子宮頸がん予防）ワクチン任意接種の払い戻し手続きについて

任意接種として全額自己負担で HPV ワクチン受けた方に、手続きを行えば予防接種費用の助成を行っています。

<内容>

対象者：下記のすべてを満たす方

- ①令和4年4月1日時点で観音寺市に住所がある方
- ②キャッチアップ接種の対象者 平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日までの間に生まれた女子
- ③定期接種の年齢を過ぎて、令和4年3月31日までに任意接種として全額自己負担で HPV ワクチンを接種した方

接種回数：3回

接種費用：1回の接種につき、15,000円を上限として、接種費用にかかった額

申請期限：令和7年3月31日

<払い戻し手続きの流れ>

- 1 被接種者または委任を受けた方が母子保健係へ予防接種費用の助成申請を行う（郵送でも可）

【持参物】

- ①ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書兼請求書
- ②母子健康手帳等の接種履歴が確認できる書類
- ③領収書 または ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書※
- ④接種を受けた方の本人確認書類（コピー可）
- ⑤印鑑
- ⑥振込先の通帳

- 2 支給決定金額が指定口座に振込まれる
自宅へ支給決定額通知書をお送りします。



<注意点>

- ・持参物①の書類は、別紙記載例をよくお読みの上でご記入ください。
- ・申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望される場合、口座名義人の本人確認書類もお持ちください。
- ・※領収書を紛失された方は、接種を受けた医療機関に「ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書」の発行または領収書の再発行を依頼してください。三豊、観音寺市内の協力医療機関で接種を行った場合は、無料で発行していただけます。
その他の医療機関で接種を行っており、上記書類の発行に手数料がかかる場合は、接種を受けた方が負担してください。
- ・助成申請について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。